

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)【第一条関係】	1
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)【第二条関係】	36
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)【第三条関係】	38
○財政制度等審議会令(平成十二年政令第二百七十五号)【第四条第一号関係】	70
○国税審議会令(平成十二年政令第二百七十八号)【第四条第二号関係】	74
○食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)【第四条第三号関係】	77
○交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)【第五条関係】	78

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文
 ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第一条（略）</p> <p>（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量） 第二条（略）</p>	<p>（定義） 第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該熱を発生させた者が自ら使用するものであること。 二 当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用するものであること。 <p>2 法第二条第一項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該電気を発生させた者が自ら使用するものであること。 二 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用するものであること。 <p>（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量） 第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。</p>

(第一種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量)

第三条 法第十条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロリットルとする。

(エネルギー管理者の選任基準)

第四条 法第十一条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する工場等(法第三条第一項に規定する工場等をいう。以下同じ。)については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

表 (略)

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)とする。

(第一種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量)

第二条の二 法第七条の四第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロリットルとする。

(エネルギー管理者の選任基準)

第三条 法第八条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場等については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

十万キロリットル未満

一人

二 前号に規定する工場等以外の工場等については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

表
(略)

十萬キロリットル以上	二人
------------	----

二 前号に規定する第一種エネルギー管理指定工場等以外の第一種エネルギー管理指定工場等については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

二萬キロリットル未満	一人
二萬キロリットル以上五萬キロリットル未満	二人
五萬キロリットル以上十萬キロリットル未満	三人
十萬キロリットル以上	四人

(第一種指定事業者等の要件)

第五条 法第十一条第一項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 製造業（物品の加工修理業を含む。）
- 二 鋳業
- 三 電気供給業
- 四 ガス供給業
- 五 熱供給業

(第一種指定事業者の要件)

第四条 法第八条第一項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 製造業（物品の加工修理業を含む。）
- 二 鋳業
- 三 電気供給業
- 四 ガス供給業
- 五 熱供給業

2 法第十一条第一項第一号、第二十二條第一項第一号、第三十三條第一項第一号及び第四十一條第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場等とする。

(第二種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量)

第六條 法第十三條第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロリットルとする。

(特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第七條 法第十七條第五項、第二十八條第五項及び第三十九條第五項の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

2 第五條第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七條第五項、第二十八條第五項又は第三十九條第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理

2 法第八条第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場等とする。

(新設)

(特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第五條 法第十六條第五項(法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

2 前條第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者に対し主務大臣が法第十六條第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	特定事業者が設置している工場等がたばこ製

			統括事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会		
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会		
国土交通大臣	交通政策審議会		

3 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十八条第五項又は第三十九条第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理
------	----------------------

			造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会		
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会		
国土交通大臣	交通政策審議会		

3 前条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者に対し主務大臣が法第十六条第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣	特定事業者が設置している工場等がたばこ製
------	----------------------

	統括事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

(削る)

(エネルギー管理士免状に関する事務の委託)

第八条 法第五十二条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務の内容に

	造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

(第二種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量)

第六条 法第十七条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロリットルとする。

(新設)

関する事項

ロ 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務を処理する場所及び方法に関する事項

ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

ニ その他経済産業省令で定める事項

2 | 二 委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示すること。

2 | 経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十一条第二項第二号の規定による認定の事務を委託することができない。

(登録調査機関の有効期間)

第九条 法第八十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法第一百一条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するもの	三百両
------------	--	-----

(登録調査機関の有効期間)

第七条 法第四十二条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第八条 法第五十四条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するもの	三百両
------------	--	-----

(略)	(略)	
(略)	(略)	の数(第十五条第一項において「車両数」という。)
(略)	(略)	

<p>道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する事業用自動車(以下この条において「事業用自動車」という。)</p> <p>であつて貨物の輸送の用に供するもの(以下この項において「事業用貨物自動車」という。)</p> <p>による貨物の輸送</p>	<p>事業用貨物自動車(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限り、被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この条において同じ。)を除く。)の数</p>	の数
<p>事業用自動車以外の自動車であつて貨物</p>	<p>自家用貨物自動車(次に掲げるものを除く。)の数</p> <p>一 被けん引車</p>	
		二百台
		二百台

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)
 第十一条 法第百四条第三項、第二百二十八条第三項、第三百三十三
 条第三項及び第四百二十二条第三項の審議会等で政令で定めるも
 のは、交通政策審議会とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸
 送量)

第十二条 法第百九条第一項の政令で定めるところにより算定し
 た貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に
 輸送させる貨物(当該荷主以外の者であつて法第百五条第二号

船舶による貨物の輸送	の輸送の用に供するもの(以下この項において「家用貨物自動車」という。)による貨物の輸送	二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車(被けん引車を除く。)	内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)第二条第二項の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数	二万トン
------------	---	--------------------------------	--	------

(特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)
 第九条 法第五十七条第三項(法第六十九条及び第七十一条第六
 項において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定める
 ものは、交通政策審議会とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸
 送量)

第十条 法第六十一条第一項の政令で定めるところにより算定し
 た貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に
 輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させ

に掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているものを除き、当該荷主が同号に掲げる者としてその輸送の方法等を実質的に決定しているものを含む。) ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。

2 法第九十九条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会)
 第十三条 法第十二条第三項及び第十六条第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

国土交通大臣	交通政策審議会	厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会	農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会	財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括荷主に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括荷主に係る場合にあつては国税審議会	経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
--------	---------	--------	------------	--------	---------------	------	---	--------	--------------

る距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。

2 法第六十一条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会)
 第十一条 法第六十四条第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

国土交通大臣	交通政策審議会	厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会	農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会	財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業を行う荷主に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主に係る場合にあつては国税審議会	経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
--------	---------	--------	------------	--------	---------------	------	---	--------	--------------

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第百十二条第三項又は第百十六条第三項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十四条 法第百二十五条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表 (略)

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第六十四条第三項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十二条 法第六十八条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>鉄道（軌道を含む。）による旅客の輸送</p>	<p>鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業を含む。）の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するもの数</p>	<p>三百両</p>
<p>乗合自動車による旅客の輸送</p>	<p>道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数</p>	<p>二百台</p>

(認定管理統括貨客輸送事業者の認定に係る輸送能力の合計及び基準)

第十五条 法第三百三十条第一項第二号の政令で定める輸送能力の合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸送

<p>乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送</p>	<p>道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数</p>	<p>三百五十台</p>
<p>船舶による旅客の輸送</p>	<p>海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。）の用に供する船舶の合計総トン数</p>	<p>二万トン</p>

(新設)

の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数の合計とする。

2 法第二百三十条第一項第二号の政令で定める基準は、三百両とする。

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

第十六条 法第二百三十九条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空輸送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第二百三十九条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

(空気調和設備等)

第十七条 法第四百四十三条の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(特定エネルギー消費機器)

第十八条 法第四百四十五条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。

一 二十九 (略)

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

第十三条 法第七十一条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空輸送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第七十一条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

(空気調和設備等)

第十四条 法第七十二条の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

- 一 空気調和設備その他の機械換気設備
- 二 照明設備
- 三 給湯設備
- 四 昇降機

(特定エネルギー消費機器)

第十五条 法第七十八条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。

一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とする

-
- もの限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条において同じ。）
- 二 エアコンデিশョナー（暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が五十・四キロワットを超えるもの及び水冷式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 三 蛍光灯のみを主光源とする照明器具（防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 四 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるもの限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 五 複写機（乾式間接静電式のもの限り、日本工業規格A列二番（第二十四号及び第二十五号において「A二判」という。）以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 六 電子計算機（演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 七 磁気ディスク装置（記憶容量が一ギガバイト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 八 貨物自動車（揮発油又は軽油を燃料とするもの限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。））、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。）
- 九 ビデオテープレコーダー（交流の電路に使用されるもの限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用
-

-
- するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十一 電気冷凍庫（熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十二 ストープ（ガス又は灯油を燃料とするものに限り、開放式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十三 ガス調理機器（ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十四 ガス温水機器（貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十五 石油温水機器（バーナー付風呂釜（ポット式バーナーを組み込んだものに限る。）その他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十六 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十七 自動販売機（飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限り、専ら船舶において用いるためのものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十八 変圧器（定格一次電圧が六百ボルトを超え、七千ボルト以下のものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限る、絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十九 ジャー炊飯器（産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十 電子レンジ（ガスオーブンを有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十一 デイジー・ブイ・デイジー・レコーダー（交流の電路に使
-

用されるものに限る、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十二 ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、宛先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するもの限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十三 スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、宛先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するもの限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十四 複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械（いずれも乾式間接静電式のものに限り、A二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十五 プリンター（乾式間接静電式のものに限り、A二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産

業省令で定めるものを除く。）

二十六 電気温水機器（ヒートポンプ（二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。）を用いるもの限り、暖房の用に供することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十七 交流電動機（籠形三相誘導電動機に限り、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十八 エル・イー・ディー・ランプ（定格電圧が五〇ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十九 ショークケース（冷蔵又は冷凍の機能を有しないものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

（特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）

第十九条 法第四百六条第一項の政令で定める要件は、年間を生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一〜二十九 (略)

(略)

（特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）

第十六条 法第七十九条第一項の政令で定める要件は、年間を生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一 乗用自動車

二千台（乗車定員十一人以上のものにあつては、三百五十台）

二 エアコンディショナー

五百台

三	蛍光ランプのみを主光源とする照明器具	三万台
四	テレビジョン受信機	一万台
五	複写機	五百台
六	電子計算機	二百台
七	磁気ディスク装置	五千台
八	貨物自動車	二千台
九	ビデオテープレコーダー	五千台
十	電気冷蔵庫	二千台（家庭用以外のものにあつては、百台）
十一	電気冷凍庫	三百台（家庭用以外のものにあつては、百台）
十二	ストーブ	三百台
十三	ガス調理機器	五千台
十四	ガス温水機器	三千台
十五	石油温水機器	六百台
十六	電気便座	二千台
十七	自動販売機	三百台
十八	変圧器	百台
十九	ジャー炊飯器	六千台
二十	電子レンジ	三千台

(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等) 業等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第二十条 法第百四十六条第三項、第百四十八条第三項、第百五十一条第三項及び第百五十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

(特定熱損失防止建築材料)

第二十一条 法第百五十条第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、次のとおりとする。

- 一 〇三 (略)

--	--

(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等) 業等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十七条 法第七十九条第三項及び第八十一条第三項(これらの規定を法第八十一条の五において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

(特定熱損失防止建築材料)

第十八条 法第八十一条の三第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、次のとおりとする。

- 一 断熱材(押出法ポリスチレンフォーム、ガラス繊維(グラスウールを含む。))又はスラグウール若しくはロックウールを用いたもの限り、真空断熱材その他経済産業省令で定め

二十一	デュー・ブイ・デュー・レコーダー		
二十二	ルーティング機器	四千台	
二十三	スイッチング機器	二千五百台	
二十四	複合機	千五百台	
二十五	プリンター	五百台	
二十六	電気温水機器	七台	
二十七	交流電動機	五百台	
二十八	エル・イー・デュー・ランプ	千五百台	
二十九	ショーケース	二万五千個	
		百台	

(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入手量の要件)

第二十二條 法第五十一條第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入手量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表 (略)

(報告及び立入検査)

第二十三條 経済産業大臣は、法第六十二條第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 断熱材
- 二 サッシ
- 三 複層ガラス

(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入手量の要件)

第十九條 法第八十一條の五において準用する法第七十九條第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入手量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一 断熱材	十八万平方メートル
二 サッシ	九万四千窓
三 複層ガラス	十一万平方メートル

(報告及び立入検査)

第二十條 経済産業大臣は、法第八十七條第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〇四 (略)

2 経済産業大臣は、法第六十二條第一項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十四條 経済産業大臣は、法第六十二條第二項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〇四 (略)

2 経済産業大臣は、法第六十二條第二項の規定により、その職員に、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

- 一 当該事業に係る生産数量及び生産能力
- 二 エネルギーの使用量及び使用見込量
- 三 エネルギーを消費する設備の状況
- 四 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者の当該約款の内容

2 経済産業大臣は、法八十七條第一項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十一條 経済産業大臣は、法八十七條第二項の規定により、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任の状況
- 二 エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任の状況
- 三 エネルギーの使用量
- 四 エネルギーを消費する設備の状況

2 経済産業大臣は、法八十七條第二項の規定により、その職員に、特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第六十二条第三項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。

一～三（略）

2 主務大臣は、法第六十二条第三項の規定により、その職員に、特定事業者等が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十六条 国土交通大臣は、法第六十二条第六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（次項において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

第二十二条 主務大臣は、法第八十七条第三項の規定により、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この条において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況
- 二 エネルギーを消費する設備の状況
- 三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 主務大臣は、法第八十七条第三項の規定により、その職員に、特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十三条 国土交通大臣は、法第八十七条第六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（以下この条において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

二 第十条の表の中欄若しくは第十四条の表の中欄に掲げる輸送能力又は第十六条第一項に規定する輸送能力及びこれらの見込み

三 (略)

2 国土交通大臣は、法第六十二条第六項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十七条 国土交通大臣は、法第六十二条第七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨物輸送事業者、管理関係貨物輸送事業者、法第三十四条第一項の認定を受けた貨物輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨物輸送事業者及び管理関係貨物輸送事業者を除く。）又は特定航空輸送事業者（次項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三 (略)

2 国土交通大臣は、法第六十二条第七項の規定により、その

一 貨物又は旅客の輸送の状況

二 第八条の表の中欄若しくは第十二条の表の中欄に掲げる輸送能力又は第十三条第一項に規定する輸送能力及びこれらの見込み

三 輸送用機械器具の状況

2 国土交通大臣は、法第八十七条第六項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十四条 国土交通大臣は、法第八十七条第七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者又は特定航空輸送事業者（以下この条において単に「特定輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況
- 二 輸送用機械器具の状況
- 三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 国土交通大臣は、法第八十七条第七項の規定により、その職

職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十八条 経済産業大臣は、法第六十二条第八項の規定により、荷主に対し、当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

二 第十二条第一項に規定する輸送量及びその見込み

2 経済産業大臣は、法第六十二条第八項の規定により、その職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十九条 主務大臣は、法第六十二条第九項の規定により、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第一百七十七条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この条において「特定荷主等」という。）に対し、当該特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

員に、特定輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 経済産業大臣は、法第八十七条第八項の規定により、荷主に対し、その荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送の状況

二 第十条第一項に規定する輸送量及びその見込み

2 経済産業大臣は、法第八十七条第八項の規定により、その職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十六条 主務大臣は、法第八十七条第九項の規定により、特定荷主に対し、その特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況

二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に

2 主務大臣は、法第六十二条第九項の規定により、その職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第六十二条第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一～三 （略）

2 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規定により、その職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ

関する事項

2 主務大臣は、法第八十七条第九項の規定により、その職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十七条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第八十七条第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量

二 エネルギー消費効率又は寄与率及びその向上に関する事項

三 エネルギー消費効率又は寄与率に関する表示の状況

2 経済産業大臣は、法第八十七条第十項の規定により、その職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第八十七条第十項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。

。) に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〜三 (略)

4 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

(手数料)

第三十一条 法第六十三条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	金額
一 法第九条第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
二 法第九条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
三 法第十二条第二項の講習(指定講習機関)	一万七千円

。) に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量
- 二 熱損失防止性能及びその向上に関する事項
- 三 熱損失防止性能に関する表示の状況

4 経済産業大臣は、法八十七条第十項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

(手数料)

第二十八条 法八十八条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	金額
一 エネルギー管理士試験を受けようとする者	一万七千円
二 法第九条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者	四千八百円(電子申請(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

関が行うものを除く。)を受けようとする者	
四 法第十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千百円
五 法第二十条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千百円
六 法第二十三条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千百円
七 法第二十五条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千百円
八 法第三十一条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千百円
九 法第三十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千百円
十 法第三十六条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千百円
十一 法第四十二条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千百円

三 指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者	五千五百円
四 エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者	二千二百五十円
五 法第十三条第一項第一号(法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の講習を受けようとする者	一万七千百円
六 法第十三条第二項(法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の講習	一万七千百円

<p>十二 法第四十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</p>	<p>一万七千円</p>
<p>十三 エネルギー管理士試験を受けようとする者</p>	<p>一万七千円</p>
<p>十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者</p>	<p>四千八百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円）</p> <p>三千五百円（電子申請による場合にあつては、二千六百五十円</p>
<p>十五 エネルギー管理士免状の交付を受けようとする者</p>	

を受けようとする者

十六 エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者

二千二百五十円
(電子申請による場合にあっては、千四百円)

(権限の委任)

第三十二条 法第七条第一項及び第三項から第六項まで、第八条第三項、第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十八条第一項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十一条第一項から第三項まで、第二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十四条第一項から第四項まで、第二十五条第三項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、第三十一条第三項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第二項、第三十四条第三項、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第三項、第四十条第一項から第三項まで、第四十一条第二項、第四十二条第三項、第四十三条第一項から第四項まで、第四十四条第三項、第四十九条第一項から第五項まで、第一百十三条第一項及び第二項並びに第一百六十二条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に、法第四十六条第一項及び第四項(法第四十七条第四項において準用する場合を含む。以下この項において

(権限の委任)

第二十九条 法第七条第一項及び第三項から第五項まで、第七条の二第三項(法第七条の三第四項及び第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第七条の四第一項から第三項まで(これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第八条第二項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(法第十八条第一項及び第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第十七条第一項から第四項まで(これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第十九条第一項から第四項まで、第六十一条第一項から第四項まで並びに第八十七条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

て同じ。) 第四十七条第一項から第三項まで、第一百七十七条第一項及び第四項(法第一百八条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに第一百八条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限(連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。)は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が法第二十九条第一項及び第二項並びに第一百三十一条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条第一項から第三項まで、第一百七十七条第一項及び第四項並びに第一百八条第一項から第三項までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

2

法第一百条、第二百二十四条並びに第六十二条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限(航空輸送事業者に係るものを除く。)、法第一百一条、第二百二条、第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項及び第二項、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十二条第一項、第二百三十三条第一項及び第二項並びに第二百三十七条の規定に基づく国土交通大臣の権限並びに法第二百三十四条第一項及び第四項(法第二百三十五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、並びに第二百三十五条第一項から第三項までの規定に基づく国土交通大臣の権限(貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物

2

法第五十三条、第六十七条並びに第八十七条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限(航空輸送事業者に係るものを除く。)、並びに法第五十四条、第五十五条(法第六十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条第一項(法第六十九条において準用する場合を含む。)、第五十七条第一項及び第二項(法第六十九条において準用する場合を含む。))並びに第六十八条の規定に基づく国土交通大臣の権限は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四条第一項第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監

輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所が一の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客輸送連携省エネルギー措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第百三十条の規定に基づく権限、法第百三十四条第一項及び第四項並びに第百三十五条第一項から第三項までの規定に基づく権限並びに法第百六十二条第七項の規定に基づく権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）を自ら行うことを妨げない。

3

法第六条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十八条、第九十条、第九十一条第一項、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条、第九十五条第一項、第九十六条第一項及び第二項、第九十七条並びに第百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第八十七条第七項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

3

法第六条、第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

厚生労働大臣の権限	財務大臣の権限	主務大臣の権限
工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方厚生局長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）若しくは国税局長又は特定事業者等が設置している工場等（特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この表において同じ。）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長	地方支分部局の長

厚生労働大臣の権限	財務大臣の権限	主務大臣の権限
工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方厚生局長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）若しくは国税局長又は特定事業者等が設置している工場等（特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この表において同じ。）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長	地方支分部局の長

農林水産大臣の権限	経済産業大臣の権限	国土交通大臣の権限
工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務所長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）若しくは地方航空局長又は特定事

農林水産大臣の権限	経済産業大臣の権限	国土交通大臣の権限
工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務局長又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務所長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）若しくは地方航空局長又は特定事

	業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長若しくは地方航空局長
環境大臣の権限	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方環境事務所長

4 法第六条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十八条、第九十条、第九十一条第一項、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条、第九十五条第一項、第九十六条第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十八条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は特定事業者等が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の所在地を

	業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長若しくは地方航空局長
環境大臣の権限	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方環境事務所

4 法第六条、第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の所在地を管轄する財務局長に委任されるものとする

管轄する財務局長に委任されるものとする。ただし、金融庁長官が法第六十二条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

。ただし、金融庁長官が法第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者
	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したものである者 一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者 三 八 (略)		次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したものである者 一 保安技術管理者等 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者 三 ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者 四 労働安全衛生法第十四条に規定する免許（主務省令で定める種類のものに限る。）を

(略)	
(略)	
(略)	

(略)	
(略)	
(略)	<p>五 電氣事業法第四十四条第一項第一号の第一種電氣主任技術者免状、同項第二号の第二種電氣主任技術者免状、同項第六号の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は同項第七号の第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>六 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。）</p> <p>七 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>八 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>

改正案	現行
<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第十号から第十六号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネルギー令」という。）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量という。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。）<u>第一百一条第二項に規定する特定貨物輸送事業者</u></p> <p>三 <u>省エネルギー法第九十九条第二項に規定する特定荷主</u></p> <p>四 <u>省エネルギー法第一百三十二条第二項に規定する認定管理統括</u></p>	<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量という。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）<u>第五十条第二項に規定する特定貨物輸送事業者</u></p> <p>三 <u>省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主</u> （新設）</p>

荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第九十九条第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの

五| 省エネルギー法第百十三条第二項第二号に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの

六| 省エネルギー法第百二十五条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

七| 省エネルギー法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

八| 省エネルギー法第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

九| 省エネルギー法第百三十九条第三項に規定する特定航空輸送事業者

十| 十六 （略）

（新設）

四| 省エネルギー法第六十八条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

（新設）

（新設）

五| 省エネルギー法第七十一条第三項に規定する特定航空輸送事業者

六| 二酸化炭素（エネルギー）（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴つて発

生するものを除く。以下この号において同じ。)の排出を伴う事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。)として別表第七の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

七| メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八| 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

九| 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十| 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつ

て、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十二 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所)

第六条 法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一 (略)

二 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素(エネルギーの使用に伴つて発生するものを除く。)の排出量に一を乗

(法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所)

第六条 法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一 前条第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル以上であるもの

二 前条第六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素(エネルギーの使用に伴つて発生するものを除く。)の排出量に一を乗

じて得た量が三千トン以上であるもの

三 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第十三号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十四号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十五号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排

じて得た量が三千トン以上であるもの

三 前条第七号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第八号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第九号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排

八 前条第十六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第七条 法第二十六条第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法
 - イ 第五条第一号に掲げる者 次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法
- (1) (3) (略)

八 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第七条 法第二十六条第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法
 - イ 第五条第一号に掲げる者 次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法
- (1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間（法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当

ロ 第五条第二号から第八号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法
(1) (2) (略)

たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

(2) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

ロ 第五条第二号から第四号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱

ハ 第五条第九号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

二〇八 (略)

に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 第五条第五号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

二 二酸化炭素(前号に掲げるものを除く。) 別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三 メタン 別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

(略)

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第八条 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は同法第三十八条第一項(同法第四十八

四 一酸化二窒素 別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふつ化硫黄 別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

八 三ふつ化窒素 別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号(第一号イ(2)及びロ(2)を除く。)に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第八条 法第三十四条の規定により省エネルギー法第十五条第一項(省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告

条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条 第一項	当該報告に係る事項
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第二十七條第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>

とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条 第一項	当該報告に係る事項
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

<p>第二十八條 第二項第二 号</p>		
<p>当該報告に 係る事項（ 当該事項）</p>	<p>第二十八條 第二項第一 号及び第三 号</p> <p>当該報告に 係る事項</p>	
<p>当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法</p>	<p>）及び主務省令で定める事項に限る。）及び主務省令で定める事項</p>	<p>の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第二十九條第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>

<p>第二十八條 第二項第二 号</p>		
<p>当該報告に 係る事項（ 当該事項）</p>	<p>第二十八條 第二項第一 号及び第三 号</p> <p>当該報告に 係る事項</p>	
<p>当該報告に係る事項（第三十四條の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十</p>	<p>省令で定める事項）</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四條の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十</p>

第二十九條 第二項及び 第三十二條 第四項	事業所管大臣が所管する事業	同條第一項	律第十六條第一項、第二十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
	当該事業所管大臣	前條第一項	
	同法第十六條第一項、第二十七條第一項又は第三十八條第一項に規定する主務大臣		

2 法第三十四條第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十條第三項、第八十一條第三項又は第八十二條第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報

第二十九條 第二項及び 第三十二條 第四項	事業所管大臣が所管する事業		五條第一項（同法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

2 法第三十四條の規定により省エネルギー法第二十條第三項（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで、第六十三條及び第六十五條の

告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条 第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省

規定の適用については、法第三十四条に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条 第二項	前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で	主務省令で
第二十八条 第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

第二十八条 第二項第一 号及び第三 号	当該報告に 係る事項	令で定める事項)
第二十八条 第二項第二 号	当該報告に 係る事項（ 当該事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者）及び主務省令で定める事項

第二十八条 第二項第一 号及び第三 号	当該報告に 係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二十八条 第二項第二 号	当該報告に 係る事項（ 当該事項	当該報告に係る事項（第三十四条の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

(略)	(略)	(略)	とし、これらの事項
第二十九條 第二項及び 第三十二條 第四項	事業所管大臣が所管する事業を行う	前條第一項	
(略)	当該事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十條第三項、第八十一條第三項又は第八十二條第三項の規定による報告に係る	
(略)	同法第八十條第三項、第八十一條第三項又は第八十二條第三項に規定する主務大臣		

3 法第三十四條第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十三條第一項（同法第百三十六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百二十七條第一項（同法第百三十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十二條第一項（同法第百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第三十二條 第一項	第二十六條 第一項の規定による報告に添えて、第二十九條第四項	第二十九條第四項	
第二十九條 第二項及び 第三十二條 第四項	事業所管大臣が所管する事業を行う	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十條第三項（同法第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る	
第三十二條 第一項	第二十六條 第一項の規定による報告に添えて、第二十九條第四項	第二十九條第四項	

3 法第三十四條の規定により省エネルギー法第五十六條第一項（省エネルギー法第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十

又は同法第四百十一条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条 第一項	当該報告に係る事項	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十三条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）同法第二十七条第一項（同法第三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）同法第三十二条第一項（同法第三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第四百十一条第一項の規定による報告については、エ</p>
--------------	-----------	---

三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条 第一項	当該報告に係る事項	<p>当該報告に係る事項（第三十四条の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
--------------	-----------	--

号	第二十八條 第二項第二	当該報告に 係る事項 (当該事項	第二十八條 第二項第一 号及び第三 号	当該報告に 係る事項	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(同法第百三十條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)にあつては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項)
号	第二十八條 第二項第二	当該報告に 係る事項 (当該事項	第二十八條 第二項第一 号及び第三 号	当該報告に 係る事項	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(同法第百三十條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)にあつては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項)

号	第二十八條 第二項第二	当該報告に 係る事項 (当該事項	第二十八條 第二項第一 号及び第三 号	当該報告に 係る事項	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(同法第百三十條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)にあつては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項)
号	第二十八條 第二項第二	当該報告に 係る事項 (当該事項	第二十八條 第二項第一 号及び第三 号	当該報告に 係る事項	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(同法第百三十條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)にあつては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項)

する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る部分に限る。)がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条 第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百十一条第一項(同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))又は同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(同法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主(次項において単に「認定
--------------	-----------	--

る場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条 第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項(第三十四条の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百十三条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)
--------------	-----------	--

	<p>第二十八条 第二項第一 号及び第三 号</p>	<p>第二十八条 第二項第二 号</p>
<p>管理統括荷主」という。)にあっては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項)</p>	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。))及び主務省令で定める事項)</p>	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。))及び主務省</p>

	<p>第二十八条 第二項第一 号及び第三 号</p>	<p>第二十八条 第二項第二 号</p>
	<p>当該報告に係る事項(第三十四条の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第六十三条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)</p>	<p>当該報告に係る事項(第三十四条の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第六十三条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項)</p>

			令で定める事項とし、これらの事項
	同条第一項	前条第一項	
第二十九条 第二項及び 第三十二条 第四項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告	
当該事業所管大臣	同法第百十一条第一項又は第百十五条第一項に規定する主務大臣		

5

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条 第二項及び 第三十二条 第四項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第六十三条第一項の規定による報告	

（新設）

<p>第二十八号 第二十八号 第二十八号 第二十八号</p>	<p>第二十八号 第二十八号 第二十八号 第二十八号</p>
<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項</p>
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

第二十八条 第二項第二 号	当該報告に 係る事項（ 当該事項	令で定める事項
第二十九条 第二項及び 第三十二条 第四項	事業所管大 臣が所管す る事業	同条第一項 前条第一項
当該事業所 管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項の規定による報告	同項に規定する主務大臣

6 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出

(新設)

量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十七条 第二項</p>	<p>前条第一項 の規定によ る報告と併 せて、主務 省令で</p>	<p>主務省令で</p>
<p>第二十八条 第一項</p>	<p>当該報告に 係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十二条第三項の規定による報告については、同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係</p>

	<p>第二十八号 第二十八号 第二十八号</p>	<p>第二十八号 第二十八号 第二十八号</p>
<p>同条第一項</p>	<p>当該報告に係る事項（当該事項）</p>	<p>当該報告に係る事項</p>
<p>前条第一項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四條第二項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二條第三項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>る事項及び主務省令で定める事項） 当該報告に係る事項（第三十四條第二項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二條第三項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

第二十九条 第二項及び 第三十二条 第四項	事業所管大臣が所管する事業を行う	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告に係る
第三十二条 第一項	当該事業所管大臣 、第二十九 条第四項	同項に規定する主務大臣 第二十九条第四項

7

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百五十一条（同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）

<p>第二十八条 第二項第一 号及び第三 号</p>	<p>第二十八条 第一項</p>
<p>当該報告に 係る事項</p>	<p>当該報告に 係る事項</p>
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百五十一条の規定による報告については、管理関係荷主であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百五十一条第一項（同法第一百五十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十二条第二項第二号に規定する管理関係荷主（次項において単に「管理関係荷主」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

第二十八条	当該報告に係る事項	素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項
第二項第二号	当該事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項の規定による報告については、管理関係荷主であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
第二十九条	事業所管大臣が所管する事業	前条第一項
第二項及び第三十二条	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項の規定による報告
第四項	当該事業所管大臣	同項に規定する主務大臣

8 | 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項

（新設）

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条 第一項	当該報告に 係る事項
	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十二条第一項（同法第三十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（次項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

<p>第二十八条 第二項第二 号</p>	<p>第二十八条 第二項第一 号及び第三 号</p>
<p>当該報告に 係る事項（ 当該事項）</p>	<p>当該報告に 係る事項</p>
<p>同条第一項 前条第一項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三百三十二条第一項の規定による報告については、管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>

第二十九条	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項の規定による報告
第三十二条	第四項	
当該事業所管大臣	国土交通大臣	

(財務局長等への権限の委任)

第二十三条 法第六十五条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)	(略)	(略)
法第二十六条 第五号まで又は第十号から	第五号第一号、第三号から	財務局長(当該所在地が福岡財務支
条第一項、		

(財務局長等への権限の委任)

第二十三条 法第六十五条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

法第二十二 条第三項	都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域	財務局長(当該区域が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)
法第二十六 条第一項、	第五条第一号に掲げる者、省エネルギー法第六十一条	財務局長(当該所在地が福岡財務支

第二十七条 第一項及び 第三十二条 第一項	第十六号までに掲げる者の 主たる事務所の所在地	局の管轄区域内に ある場合にあつて は、福岡財務支局 長)
--------------------------------	----------------------------	--

第二十七条 第一項及び 第三十二条 第一項	第二項に規定する特定荷主 又は第五条第六号から第十 一号までに掲げる者の主た る事務所の所在地	局の管轄区域内に ある場合にあつて は、福岡財務支局 長)
--------------------------------	--	--

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）<u>第十一条の三第二項及びたばこ事業法施行令（昭和六十年政令第二十一号）第四条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）<u>第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら</p>

の分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

たばこ事業	(略)	名称
一・二 (略)	(略)	所掌事務

の分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

たばこ事業	財政投融资分科会	名称	所掌事務
一	<p>一 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）及び財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>国家公務員共済組合分科会</p> <p>一 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 国家公務員共済組合法施行令第十一条の第三第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>財政制度分科会</p> <p>国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項を調査審議すること。</p>
一	たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を		

<p>等分科会</p>	<p>(略)</p>
<p>三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十 九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百十六 条第三項の規定に基づき審議会の権限に属さ せられた事項を処理すること。</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>等分科会</p>	<p>国有財産分 科会</p>
<p>調査審議すること。</p> <p>二 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の規定及びたばこ事業法施行令第四条第五項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第十六条第五項（同法第十九条の二第一項に おいて準用する場合を含む。）及び第六十四 条第三項の規定に基づき審議会の権限に属さ せられた事項を処理すること。</p> <p>四 資源の有効な利用の促進に関する法律第二 十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に 属させられた事項を処理すること。</p> <p>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促 進等に関する法律第七条の七第三項の規定に 基づきその権限に属させられた事項を処理す ること。</p>	<p>一 国有財産の管理及び処分に関する基本方針 その他国有財産に関する重要事項を調査審議 すること。</p> <p>二 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号 ）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別 措置法（昭和三十二年法律第百十五号）の規 定により審議会の権限に属させられた事項を 処理すること。</p>

2
～
7

(略)

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員（第三条第二項第二号に掲げる者を除く。）及び専門委員は、財務大臣が指名する。
- 3 第三条第二項第二号に掲げる臨時委員は、国家公務員共済組合分科会に属する。
- 4 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

改正案

現行

(所掌事務)		<p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第七</u>条第五項、<u>第二十八</u>条第五項、<u>第三十九</u>条第五項、<u>第一百十二</u>条第三項及び<u>第一百十六</u>条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二十五</u>条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）<u>第七</u>条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務	
(略)	(略)	<p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十</u>六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び<u>第六十四</u>条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二十五</u>条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）<u>第七</u>条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務	
国税審査分科会	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	

	酒類分科会
	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2
5
7 (略)

税理士分科会	酒類分科会
<p>税理士法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>一 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第五項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、財務大臣が指名する。
- 3 試験委員及び懲戒審査委員は、税理士分科会に属する。
- 4 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その

(議事)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に関する事項についての審議に参加することができない。

5 (略)

職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第五項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に関する事項についての審議に参加することができない。

5 委員、臨時委員及び懲戒審査委員は、税理士法の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己に関する懲戒処分についての審議又は審査に参加することができない。

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項</u>、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）</u>第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項</u>、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）</u>第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案

現行

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

改正案		現行	
技術分科会 一 （略）	<p>交通体系分科会</p> <p>一 交通体系の整備その他の交通政策であつて総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。</p> <p>二 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四条第三項、第百十二条第三項、第百十六條第三項、第百二十八条第三項、第百三十三條第三項及び第百四十二条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	技術分科会 一	<p>交通体系分科会</p> <p>一 交通体系の整備その他の交通政策であつて総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。</p> <p>二 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第五十七條第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>運輸技術及び気象業務に関連する技術の総合的かつ計画的な振興に関する重要事項を調</p>

(略)	(略)	<p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 <u>第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十 九条第五項、第四百四十六條第三項及び第四百 四十八條第三項の規定に基づき審議会の権限に 属させられた事項を処理すること。</u></p>
-----	-----	---

海事分科会	陸上交通分 科会	観光分科会	査審議すること。
<p>一 海運、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整</p>	<p>一 鉄道、道路運送その他の陸上交通に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 <u>第十六条第五項（同法第十九条の二第一項に おいて準用する場合を含む。）、第七十九条 第三項及び第八十一条第三項の規定に基づき 審議会の権限に属させられた事項を処理する こと。</u></p>

<p>港湾分科会</p>	<p>一 港湾、航路及び港湾運送に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七七号）</p>
<p>法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	

2
～
6

(略)

航空分科会	一 航空に関する重要事項を調査審議すること。 二 空港法（昭和三十一年法律第八十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	十号）及び広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
気象分科会	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、国土交通大臣が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。